



さくら 農業委員会だより



第83号 平成27年1月

発行 佐倉市農業委員会
〒285-0003
千葉県佐倉市飯野 820
TEL 043-484-6285(直通)
佐倉市ホームページ
(<http://www.city.sakura.lg.jp>)



佐倉市八木において、米づくりに励む新規就農者の
小川 道夫さん

主な内容

- 新年のごあいさつ……………2頁
- 新農業委員紹介……………3頁
- ストップヤミ耕作……………4頁
- 農地の適正な管理……………4頁
- 農地の売買・贈与……………4頁
- 農業者年金のお知らせ……………4頁
- 全国農業新聞のお知らせ……………4頁



カムロちゃん

(今年は羊年なのじゃ! 佐倉・城下町
400年記念イメージ・キャラクター)

(1)

新年のごあいさつ

佐倉市農業委員会

会長 三門 増雄



新年あけましておめでとうございませう。

希望に満ちた新年を迎え、農家の皆様のご健勝とご多幸をお慶び申し上げます。

昨年の7月19日、農業委員会委員改選後初の総会におきまして、会長に就任いたしました。会長という重責を担う事となり、その責任の重大さを痛感しております。

農業委員会は農地法に基づく業務と共に、担い手の確保及び遊休農地の解消、意欲ある担い手への農地集積など農業、農地

を守るための活動に取り組んでおります。

昨今の国内外の農業を取り巻く環境は、農畜産物の価格の低迷農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、TPPやコメの減反廃止等、極めて厳しい状況下におかれ、将来の農業経営への不安を引き起こしています。

本市においても、様々な課題に直面しておりますが、意欲ある担い手への農地集積、また、農業就業者が今後も減り続けて行く中、担い手の確保のため、新規就農者への支援等に取り組んでおります。また、耕作放棄地解消対策においても、多くの地域で取り組んでおりますが、農業委員会、市農政担当課と連携し、地域の農業者と共に、解

消に努めております。

今後とも、22名の農業委員は、地域農業者の世話役として、事務局ともども、課題解消に向け、一丸となり、地域農業の振興に向けて委員一同取り組んでいきますので、皆様の御理解と御協力、また、今後一層のご支援をいただきますようお願い申し上げます。

皆様の御健勝と本年が平穏でありますことを御祈念申し上げます。新年のごあいさつとさせていただきます。



**農業委員が改選されました。
新しい委員を紹介いたします**

農地の相談は地区農業委員まで



三門 増雄
(志 津)



清宮 正
(佐 倉)



栗原 初男
(千代田)



山崎 宏
(白 井)



木内 正夫
(佐 倉)



石田 和久
(和 田)



牛玖 泰一
(根 郷)



山本 健史
(弥 富)



眞野 好則
(千代田)



石渡 一男
(弥 富)



石渡 國男
(和 田)



今井 勝子
(議会推薦)



羽根井 直子
(議会推薦)



三橋 秀夫
(志 津)



田中 純一
(根 郷)



立田三雄
(白 井)



池田 達男
(土地改良区推薦)



渡貫 茂
(根 郷)



櫻井 道明
(議会推薦)



川名部 実
(議会推薦)



市原 敏彦
(農協推薦)



川村 文雄
(農業共済組合推薦)

ストップ!ヤミ耕作 こんな農地はありませんか？

- 昔から手続きをせずに農地を貸して（借りて）いる。
- 手続きをしてあるのかもわからない農地を貸して（借りて）いる。
- 親戚・知人に信頼だけで貸して（借りて）いるので、手続きをしていない。
- 転作・税金等の関係があるので手続きをしていない。
- 手続きが面倒くさいからヤミで貸して（借りて）いる。
- 法律の要件に該当しないので、ヤミで貸して（借りて）いる。

このように正規の手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行われていた場合、民法第163条（所有権以外の財産権の取得時効）により、賃借権を賃借人が取得することがあります。

その場合、いざ農地を売ったり、貸したりするときには、賃借人の同意が必要になったり、印鑑代（離作料）を請求される場合があります。

裁判になると、膨大な裁判費用がかかったり貴重な時間を費やすことになり、地主・賃借人双方にとって相当な負担を強いられることになります。

そのようなトラブルをなくすために・・・**農業経営基盤強化促進法に基づく正規の手続きをしましょう。**

- 契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、自動的に地主に農地が返ってきます。
- 公的機関〔農政課・農業委員会〕が仲介するので安心して農地の貸し借りが出来ます。
- 要件に該当すれば、農政課の助成金制度の活用が出来ます。
- 手続きが非常に簡単〔農政課・農業委員会が手続きをします。〕で、手数料等はありません。

手続き・ご相談は、農政課、農業委員会まで、

TEL 農政課484-6142(直通)

TEL 農業委員会事務局484-6285(直通)

農地の適正な管理をお願いします。

農業委員会では、市内耕作放棄地調査を実施した結果、163ヘクタールであることを確認しました。

現在、市農政課と協力し、遊休農地解消の取り組みを進めています。農地の維持管理が困難で貸付・譲渡を希望される場合は、地元の農業委員または、市農政課、農業委員会事務局までご相談ください。

農地法では、農地について権利を有する者は農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないこととされています。遊休農地は、雑草雑木の繁茂や害虫が発生し、周辺で耕作をしている農業者に迷惑を及ぼすこととなりますので、農地所有者においては、責任を持って管理し、他人に迷惑を及ぼさないようにしてください。

また、自ら耕作できないため、誰かに農地を貸したいとお考えの方は農業委員会にご相談ください。

農地の売買・贈与・貸借等について

農地を耕作する目的で売買、贈与、貸借等をする場合、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可を受ける必要があります。

相続や遺産分割などにより許可を受けることなく農地を取得した場合、取得した農地のある市町村の農業委員会に届出が必要です。

手続きは農業委員会へお問い合わせください。

Tel 043-484-6285 (直通)

— 農業者年金に加入しませんか —



あなたの老後生活への備えは十分ですか？
老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です。
加入のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

独立行政法人農業者年金基金 電話：03-3502-3199
ホームページ：http://www.nounen.go.jp

— 農業新聞を購読しませんか —



・毎週金曜日発行 B3版 8~10頁
・購読料：月600円[送料、税込み]
購読のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル
全国農業新聞 新聞業務部 電話：03-6910-1130